

災害時応急対応業務の標準化に係る論点

論点 1 府の災害対応業務の実施体制について

- ◆ 2交代制とし、指揮者は、グループ長、副グループ長が交代で務める。(資料5 関係)
- ① 災害対策本部事務局体制案では、グループ長及び副グループ長(指揮者)を設定しているが、予め災害対策本部事務局の係員及び京都府非常時専任職員(※)を各グループに割り振っておく必要があるのか。また、発災時に全員が出勤できないことに備えてどのように準備しておけばよいか。
- ② 発災直後から第1回災害対策本部会議までは、情報収集を主な業務とし、第1回災害対策本部会議開催後に本部事務局及び全庁の班・グループ編成を行うという考え方でよいか(夜間、休日の場合)。(1-1-2 参照)

※ 非常時専任職員：災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定

区分	人数	業務内容
災害対策本部等要員(第1号)	概ね10名	危機管理監の直属スタッフとして各部局との調整等
災害対策本部等初動要員(第2号)	概ね50名(本庁)	災害対策本部事務局の設置、情報収集等

論点 2 災害時応急対応業務の習熟について

- ◆ 係員及び非常時専任職員がマニュアルを習熟し、応急対応業務を円滑に行えるようにするため、状況付与による図上訓練を行うこととし、班・グループ間の連携も含めて確認する。
- ① 災害対策本部事務局で、指揮者が参集できない状況も考慮して、係員又は非常時専任職員も指揮者役を経験してはどうか。
- ② 訓練の実施に当たって、訓練対象者に対して、予め役割・業務内容を固定し、知らせておく方がよいか、訓練当日に臨機に対応してもらう形とする方がよいか。
- ③ 災害が長期化した場合など、マニュアルに習熟していない交代要員が配置されることも想定されるが、その際に対応すべきことやあらかじめ準備しておくことはないか。

論点 3 災害時応急対応業務マニュアルによる業務の進捗管理について

- ◆ 指揮者が、次に行うべき業務を指示しなくても、係員はマニュアルに従って業務を進めていくこととし、判断に迷った場合に指揮者に相談することとする。
- ◆ 府及び市町村それぞれの災害対策(警戒)本部会議等において応急対応業務の進捗管理に活用するとともに、府及び市町村が相互に「〇〇業務はできているが、××業務はまだである」など災害対応の進捗を共有することにも活用していく。
- ① 時系列で順番に実施し完了する業務(ex.災害対策本部の設置)と、継続して何度も実施する業務(ex.被害情報の収集)があるが、後者について、チェックはどうしたら良いか。
- ② 「9 特別な配慮が必要な人への対策」は、基本的には他の対策から特出ししている業務であり、他の対策の中で行われる業務であるが、関連する業務が2箇所に分けて記載されていても、担当する班を明確にしていれば良いのか。(1つの業務に対して2箇所チェックすることになる)
 - ※ 同様(関係が深い)の業務が、異なる分野で重複して記載されている部分がある。
 - 例：被害情報等の公表【3-2-1、4-1-1】と、記者発表【6-1-1】
 - 被災地との通信確保【2-1-2】と、孤立集落との通信確保【8-2-1】
- ③ 一つ一つの手順が、複数の業務や複数の対象者・手段等で構成されているものがあるが、一部終了・一部未了の場合の管理について、チェックの欄に「一部実施中」を設けてはどうか。

論点4 災害時応急対応業務マニュアルの内容について

- ◆ 地震と水害とを分けて記載。
- ◆ 内閣府「地方都市等における地震対応のガイドライン」から、既存計画や先進事例等を踏まえ、業務内容、フェーズ等を修正し作成。
- ◆ 項目によって、手順まで記載するものと、チェックリスト形式にとどめるものに分ける。
 - ① 花折断層地震、南海トラフ地震のような大規模災害を想定し、中小規模の災害にも対応できるものとなっているか。（「対応不要」欄を設けることにより対応できているか。）
 - ② 市町村標準マニュアルについて、市町村の規模（職員数等）にかかわらず、同じマニュアルでよいか。また、市町村自体が被災した場合等を想定して、業務ごとにコアなものや受援が可能なもの等に区分けする必要はないか。
 - ③ 市町村標準マニュアルについては、市町村間で共通して行うべき最低限の業務のみを挙げるべきか、それとも直ちに実施が困難であっても実施することが望ましい業務も含めて記載すべきか。（市町村に確認が必要。）